

住民税の老年者非課税措置廃止による個人住民税等の負担の変化(平成18～20年度)

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

		平成18年度 住民税	平成18年分 所得税	平成19年度 住民税	平成19年分 所得税	平成20年度 住民税	平成20年分 所得税	
所得	年金収入	2,000,000						
	雑所得 ①	800,000						
所得控除	社会保険料控除	71,900	71,900	71,900	71,900	71,900	71,900	
	基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000	330,000	380,000	
	所得控除計 ②	401,900	451,900	401,900	451,900	401,900	451,900	
課税所得 (①-②) ③		398,000	348,000	398,000	348,000	398,000	348,000	
所得割	税率 ※注1 ④	5%	10%	10%	5%	10.025%	5%	
	税額 (③×④) ⑤	19,900	34,800	39,800	17,400	39,900	17,400	
	税額控除	調整控除 ※注2 ⑥	/		2,500	/		
		定率減税 ※注3 ⑦	1,500	3,480	廃止	廃止	廃止	廃止
		減税額 (老年者非課税廃止に伴う経過措置) ※注4 ⑧	12,267	/		12,434	/	
	差引税額 (⑤-⑥-⑦-⑧) ⑨	6,000	31,300	24,800	17,400	37,400	17,400	
均等割 ※注5 ⑩	1,300	/		2,600	/			
税額 (⑨+⑩) ⑪		7,300	31,300	27,400	17,400	41,700	17,400	
合計(住民税+所得税) ⑫		38,600		44,800		59,000		

＜説明＞

- ・年金所得者について計算しています。
- ・収入から一定の割合を社会保険料として控除しています。

注1 … 平成19年度 国から地方への税源移譲により、住民税の税率が5%→10%に、所得税の税率が10%→5%になります。
 平成20年度 神奈川県は超過課税が適用されるため税率に0.025%が上乗せされ、10.025%になります。(神奈川県の超過課税は19年度から開始されますが、老年者非課税廃止の経過措置が適用される方は、この超過課税の適用を受けません。)

注2 … 調整控除⑥の算出方法
 課税所得が200万円以下の場合、人的控除の差の合計額(50,000円)と課税所得(398,000円)の、いずれか小さい金額の5%(50,000円×5%=2,500円)となります。

注3 … 平成19年以降、定率減税が廃止されます。

注4 … 老年者非課税廃止に伴う経過措置による減税額の算出方法
 平成18年度 (⑤税額-⑦定率減税)×2/3 相当額
 平成19年度 (⑤税額-⑦定率減税)×1/3 相当額
 平成20年度 経過措置が終了し、減税がなくなります。

注5 … 標準税率4,000円のところ、
 平成18年度 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置により、2/3相当額が減額され、1,300円になります。
 平成19年度 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置により、1/3相当額が減額され、2,600円になります。
 平成20年度 経過措置が終了し、神奈川県の超過課税が適用されるため300円が上乗せされ、4,300円になります。